

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第七十号

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県港湾管理条例施行規則（昭和四十八年佐賀県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「係留保管用泊地」を「泊地」に改め、「係船浮標」を削り、同項第三号中「貯木場」を削り、同条第三項中「可動橋及び歩廊橋に係る使用許可申請を除く。」を削り、「様式第八号その五」の下に「様式第九号その一、様式第十号その一、様式第十号その二、様式第十一号、様式第十三号」を加える。

第四条を次のように改める。

（使用料の算定）

第四条 使用料の算定は、条例別表の規定によるほか、使用料の計算の基礎となる貨物のトン数を表示しない貨物については、港湾調査規則（昭和二十六年運輸省令第十三号）の規定による港湾統計における貨物のトン数の算出方法に準じて知事がそのトン数を算定するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第3条の2関係）

港湾名	施設の名称	金額
唐津港	東ノ浜1号泊地	7.3円
	東ノ浜2号泊地	6.3円
	東ノ浜3号泊地	6.3円
	唐津港内小型船1号泊地	6.3円
	唐津港内小型船2号泊地	6.3円
	大島船溜1号泊地	6.3円
	大島船溜2号泊地	6.3円
伊万里港	浦ノ崎1号泊地	7.3円
	浦ノ崎2号泊地	6.3円
	浦ノ崎3号泊地	6.3円
	波瀬泊地	6.3円
	久原橋泊地	7.3円
	久原原橋泊地	7.3円
	鳴石泊地	6.3円
	楠久津A水路泊地	6.3円
	多々良泊地	6.3円
	浦分泊地	6.3円
	煤屋泊地	5.2円
	瀬戸漁港区1号泊地	6.3円
	瀬戸漁港区2号泊地	7.3円
	浦潟1号泊地	6.3円
	浦潟2号泊地	7.3円
浦潟3号泊地	6.3円	
呼子港	呼子泊地	6.3円
	殿ノ浦泊地	5.2円
星賀港	星賀1号泊地	6.3円
	星賀2号泊地	6.3円
飯屋港	飯屋1号泊地	6.3円
	飯屋2号泊地	6.3円
	飯屋3号泊地	6.3円
大浦港	休石泊地	6.3円
	横杉泊地	6.3円
	亀ノ浦泊地	6.3円

「係留保管用泊地」を「泊地」に改める。
 「岸壁」を「岸壁」に改める。
 様式第八号その一中「浮物」を「浮物」に改める。
 様式第八号その一中「棧場」を「棧場」に改める。
 様式第八号その一中「橋場」を「橋場」に改める。
 様式第八号その一中「使用許可申請書」を「使用許可申請書」に改める。
 「泊地」を「泊地」に改める。
 「岸壁」を「岸壁」に改める。
 「浮物」を「浮物」に改める。
 「棧場」を「棧場」に改める。
 「橋場」を「橋場」に改める。
 「使用許可申請書」を「使用許可申請書」に改める。

許可申請書」に「係留保管用泊地」を「泊地」に改める。

「岸壁」を「岸壁」に改める。
 様式第八号その二中「係船浮標」を「係船浮標」に改める。
 様式第八号その二中「物揚場」を「物揚場」に改める。

使用許可申請書（普通船舶等）」に「船舶総トン数」を「総トン数」に改め、「丸」を削り、「定期渡航船」を「定期船舶」に改め、「係船浮標」を削る。

様式第八号その三中「（定期渡航船）」を「（定期船舶）」に改め、「船舶総トン数」を「総トン数」に改め、「丸」を削る。

様式第八号その五中「船舶総トン数」を「総トン数」に改める。

様式第十号その一中「野積場」を「野積場」に改める。
 様式第十号その一中「貯木場」を「貯木場」に改める。
 使用許可申請書」を「野積場使用許可申請書」に改める。

様式第十号その二及び様式第十一号中「丸」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐賀県港湾管理条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の許可に係る使用料から適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。